

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法令

統計法（昭和22年法律第18号）（指定統計第13号）

統計法施行令（昭和24年政令第130号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園
- (2) 同法第124条による専修学校
- (3) 同法第134条による各種学校
- (4) 同法第18条による不就学学齢児童及び不就学学齢生徒

4 調査期日

平成21年5月1日現在

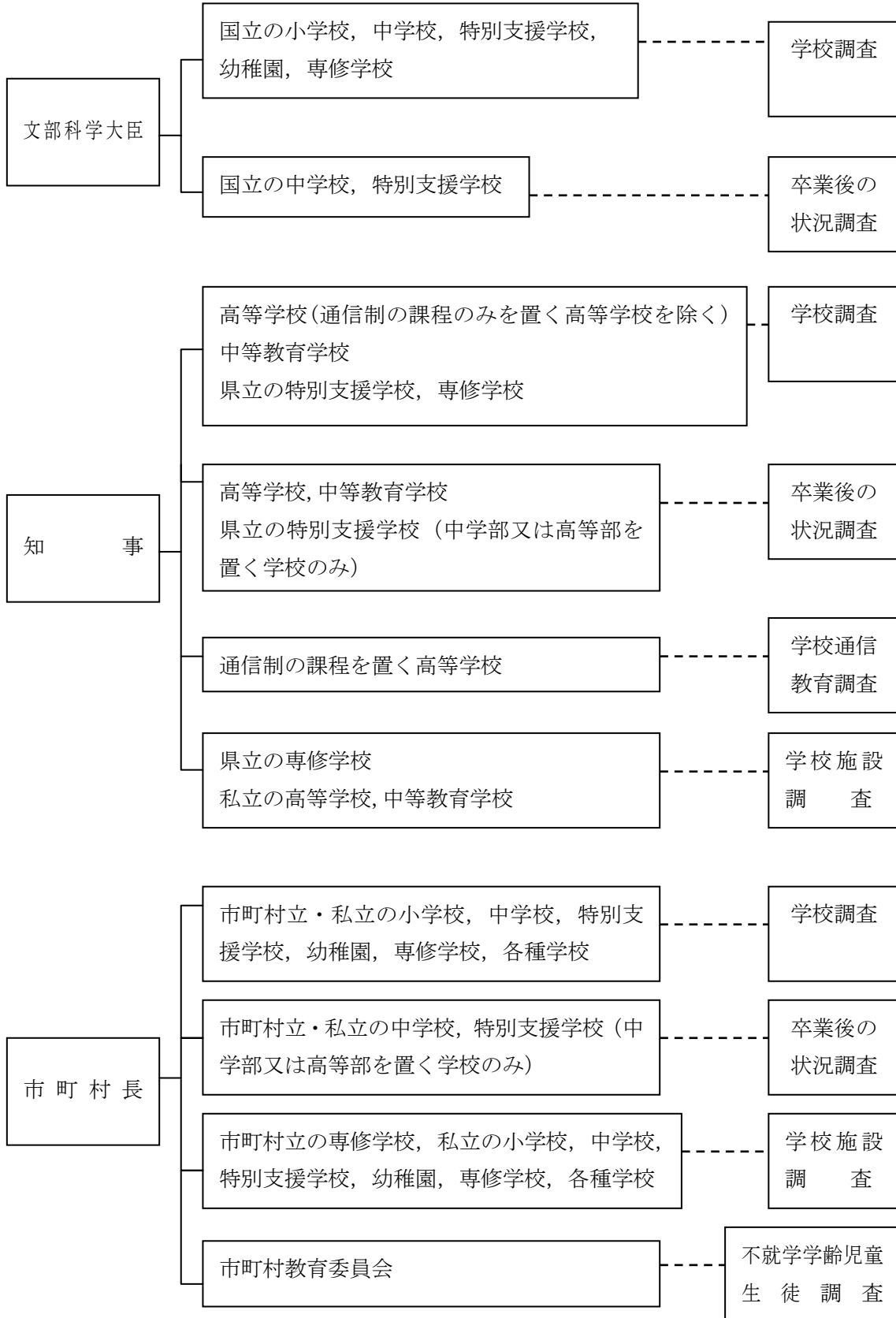
ただし、卒業後の状況調査に関しては、平成21年3月卒業者について、平成21年5月1日現在

5 調査方法・種類

- (1) 全数調査
- (2) 調査の種類及び調査事項

| 調査の種類 | 調査事項 | 申告者 |
|-------------|--|----------|
| 学校調査 | 学校の名称、種類及び所在地、園児・児童生徒数、学科・課程又は学級に関する事項、教職員数、生徒の入学状況等 | 学校の長 |
| 卒業後の状況調査 | 学校の名称、種類及び所在地、卒業後の進学・就職等の状況等 | 学校の長 |
| 学校通信教育調査 | 学校の名称及び所在地、生徒の在籍状況、学科・課程に関する事項、教職員数、生徒の入学・退学及び単位修得の状況等 | 学校の長 |
| 不就学学齢児童生徒調査 | 教育委員会の名称及び所在地、学齢児童生徒の就学免除及び猶予の状況、1年以上居所不明者数、平成20年度間の死亡者数 | 市町村教育委員会 |
| 学校施設調査 | 学校の名称、種類及び所在地、学校建物面積及び学校土地面積 | 設置者 |

6 調査系統



7 本年度調査の変更点

◎学校基本調査要綱

- (1) 「IX 調査結果の公表」について、公立「学校基本調査報告書その他の刊行物又は閲覧に供する方法」を「インターネットの利用及び刊行物」に変更する。
- (2) 「X 調査票等の保存期間」における、電磁的記録の保存期間の「5年間」を「永年」に変更する。

◎調査票

- (1) 学校調査票（幼稚園）
 - 「様式第6号」を「様式第1号」に変更する
- (2) 学校調査票（小学校）
 - 「様式第1号」を「様式第2号」に変更する。
 - 「14 学年別学級別生徒数」の特別支援学級の学級種別の「情緒障害」を「自閉症・情緒障害」に変更する。
- (3) 学校調査票（中学校）
 - 「様式第2号」を「様式第3号」に変更する
 - 「15 学年別学級別生徒数」の特別支援学級の学級種別の「情緒障害」を「自閉症・情緒障害」に変更する。
- (4) 学校調査票（高等学校）（2-1）
 - 「様式第3号」を「様式第4号」に変更する
- (5) 学校調査票（中等教育学校）（2-1）
 - 「様式第4号」を「様式第5号」に変更する。
- (6) 学校調査票（中等教育学校）（2-2）
 - 「18 学年別学級別生徒数（前期課程のみ）」の特別支援学級の学級種別の「情緒障害」を「自閉症・情緒障害」に変更する。
- (7) 学校調査票（特別支援学校）（4-1）
 - 「様式第5号」を「様式第6号」に変更する。

8 利用上の注意

- (1) 本報告書中の構成比は、四捨五入によって算出しているため、合計の数字と内訳が一致しないこともある。
- (2) 本報告書中の記号は、次のとおりとする。

| | |
|--------|------------------------------|
| 『 - 』 | 係数が『0』の場合 |
| 『0.0』 | 係数が単位未満の場合 |
| 『・・・』 | 係数出現があり得ない場合、又は調査対象とならなかった場合 |
| 『△』 | 減少の場合 |
| 『ポイント』 | %と%の差 |

- (3) 学校保健統計調査の数値は県の集計値であり、文部科学省が発表する数値が確定値となる。